

令和5年度 第1回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和5年6月14日（水）14時00分～16時30分

場所：埼玉会館 7B会議室

出席委員：佐藤委員、遅塚委員、岩崎委員、万谷委員、下重委員、
羽生田委員、田島委員、川津委員、大井田委員、石橋委員、
山中委員、東海林委員、小材委員、荒井委員、金井委員、
松本委員、植村委員、栗原委員 18名

欠席委員：菊池委員、田中委員

< 1. 開会 >

(司会)

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「令和5年度第1回埼玉県障害者施策推進協議会」を開催いたします。私は、障害者福祉推進課副課長の石井と申します。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち、18名の方に御出席いただいておりますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立いたしておりますことを、御報告いたします。

また、当協議会は原則として公開といたしております。本日は3名の方が傍聴をしております。

< 2. 委任状交付 >

それでは、次第の「2 委嘱状交付」に移らせていただきます。今回の協議会は、任期更新後、初めての開催になりますので、埼玉県知事の委嘱状を、障害者福祉推進課課長の茂木から、委員を代表して佐藤 陽委員にお渡しいたします。他の委員の皆様には、お手元にお配りさせていただきましたので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

< 3. 委員紹介 >

(司会)

それでは、新任の委員も多くいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をお願いさせていただきます。マイクを順次まわして参りますので、よろしくお願いいたします。

～委員自己紹介～

(司会)

ありがとうございました。本日欠席二名の方を事務局から、名前を読み上げさせていただきます。埼玉県手をつなぐ育成会副理事長菊地委員様、埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会研修委員長田中委員様の2名でございます。

< 4. 課長挨拶 >

(司会)

それでは、会議に移らせていただきます

はじめに、障害者福祉推進課長の茂木から御挨拶を申し上げます

(障害者福祉推進課長 茂木)

福祉部障害者福祉推進課長の茂木と申します。令和5年度第1回障害者施策推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただきまして感謝申し上げます。また、本県の障害者施策の推進に当たりまして、日ごろから、格別の御理解と御支援をいただき厚くお礼申し上げます。さて、皆様ご案内のとおり、本年5月の委員の委嘱替えに伴い、新たに委員をお願いする15名の方を含め、今期において

も20名の皆様に委員をお願いすることになりました。あらためてお礼申し上げます。委員の皆様におかれましては、県の障害者福祉施策への御意見、御提言をよろしくお願いいたします。

今年度は、第7期埼玉県障害者支援計画の策定年度に当たることから、これまで2年間に渡って本協議会やワーキングチームで検討された重点課題、国から示された障害福祉計画等策定の基本指針、更には制度改正に伴い必要となる措置などについて情報収集、検証を重ねながら計画策定を進めていく必要があります。本日は、現行の第6期埼玉県障害者支援計画の進捗状況について御説明申し上げるとともに、第7期計画の策定方針やスケジュール、障害者団体ヒアリングの実施などについてお諮りしたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続き御支援、御協力を賜るようお願い申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。

(司会)

次に、本日出席しております事務局職員を紹介させていただきます。順に自己紹介申し上げます。

～事務局自己紹介～

<5. 会長選出>

(司会)

続いて、本協議会規則第6条第1項により、会長が議長になることになっておりますが、まだ議長となる会長が決まっておりません。このため、会長が選出されるまでの間、課長の茂木が、仮議長として議事を進行させていただきたいと存じます

(障害者福祉推進課長 茂木)

僭越ではございますが、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます茂木です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会長の選出でございますが、本協議会規則第5条第1項により、「委員の互選によりこれを定める」こととなっております。どなたか候補者の推薦があればお願いいたします。

(万谷委員)

埼玉県内で長年地域福祉政策について研究されている、十文字学園女子大学の佐藤委員に会長をお願いできればと存じます。

(障害者福祉推進課長 茂木)

ただ今、万谷委員から、佐藤委員に会長をお願いしたいとの案が出されましたが、いかがでしょうか。

(全員)

異議なし。

(障害者福祉推進課長 茂木)

佐藤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(佐藤委員)

はい。わかりました。

(障害者福祉推進課長 茂木)

ありがとうございます。それでは、佐藤委員に会長をお願いしたいと存じます。また、本協議会規則第6条第1項によりまして、議長を会長をお願いいたします。それでは、これをもちまして、仮議長としての私の任務を終わらせていただきます。早速ですが、佐藤会長には、御就任のごあいさつをお願いしたいと存じます。

(佐藤会長)

改めまして皆さんこんにちは。

本年度になって、協議会委員のメンバーも大きく変わり、またワーキングチームでリーダーを務めていただいた先生の2人も変わって、新たな委員構成になりました。新しく着任された委員の皆様は、それぞれ前任の方とのやりとりもあったと思います。後ほど事務局からの説明もありますが、第6期障害者支援計画を見直しながら、次期計画でどこを重点化していくか、これまで議論を積み重ねてきました。その積み重ねを踏まえながら、次期計画について審議ができればと思います。皆様のお力があっての運営になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、これから会議に移らせていただきます。会議に入ります前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

～配布資料確認～

(司会)

ありがとうございました。それでは佐藤会長に進行をお願いしたいと思います。
佐藤会長どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

それでは、規定によりまして、本日の会議の議長を務めさせていただきます。なお、本協議会規則第5条第3項の規定により、会長に事故あるときの職務代理を置くこととなっているので、遅塚委員をお願いしたいと思います。遅塚委員、よろしいでしょうか。

～遅塚委員了承～

(佐藤会長)

ありがとうございます。それでは、初めに、本協議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。万谷委員と下重委員をお願いしたいと思います。議事録の署名の方、どうぞよろしくお願いいたします。

～万谷委員、下重委員了承～

(佐藤会長)

ありがとうございます。それでは、次第の「6 報告事項」に入らせていただきます。
「第6期埼玉県障害者支援計画の進捗状況について」ですが、事務局から説明願います。

(事務局)

事務局の川上です。第6期埼玉県障害者支援計画の令和4年度の実績につきまして、説明をさせていただきます。

少々長くなりますので、着座にて失礼いたします。

資料につきましては、委員の皆様事前に送付しています。時間の関係もございますので、資料1-1から1-5につきまして、ポイントを絞って、簡潔に説明させていただきます。

初めに資料1-1を御覧ください。A3横長の資料でございます。字がかなり小さくなっており申し訳ございません。

資料1-1につきましては、第6期埼玉県障害者支援計画の中間年度に当たります令和4年度の各施策の実施状況について、とりまとめたものでございます。

はじめに、表の見方でございますが、一番左の施策番号から始まりまして、事業内容、担当課、事業名が並んでいます。そして、右側の方にいきまして、令和4年度の事業実績と、それ

に対する評価、評価の理由が記載してあります。第6期障害者支援計画には317の施策が掲載されており、さらに、関係各課が担当する事業が、全部で470ございます。この470の事業につきまして、資料の右上にございますとおり、各事業の実施状況を「A 順調」、「B やや遅れている」、「C遅れている」の3段階で、事業を実施する各課において評価したものでございます。

評価の概況につきましては、資料1-1の1番上に記載がございましたように、A評価が454事業、B評価が9事業、C評価が1事業、そして、事業の廃止などの理由により評価がないものが6事業です。全体の中で、A評価を占める割合は96.6%となっております。なお、BとCの評価とした事業のほとんどにつきましては、新型コロナウイルスの影響によるものでございます。

本日は時間の都合もございますので、評価がB、C及び評価なしの16事業につきまして簡潔に御説明させていただきます。

それでは、9ページの一番上、施策番号53番を御覧ください。この介護すまいる館事業につきましては、相談件数の目標値である6,200件は上回りましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、出張展示の機会が減少していることや、コロナ以前は年間で概ね20回実施していた研修が年4回に減少したことを踏まえてB評価となっております。

次に同じく9ページの施策番号57番の事業のうち2つ目の事業でございます。こちらの障害者地域移行ステップアップ事業につきましては、平成30年度から、障害者総合支援法に基づく個別給付事業として、定期的な巡回又は随時通報を受けて訪問し、必要な情報提供や助言等を行う自立生活援助事業が始まったことから事業を廃止したため、評価を行っていないものでございます。

続きまして、次の10ページの施策番号67番を御覧ください。こちらの障害者施設等合同入職式につきましては、新型コロナウイルスの影響により令和4年度に事業を実施してないため、評価を行っていないものでございます。なお、令和4年度事業実績欄に「令和3年度実施なし」と記載しておりますが、令和4年度の誤りでございます。お詫びして訂正いたします。

続きまして、同じ10ページに一番下、施策番号70番を御覧ください。こちらの事業につきましては、評価はBとしております。理由は、雇用情勢の影響により、訓練受講希望者の大幅な拡大が見込めない状況になっているためでございます。

続きまして、16ページの一番上、施策番号99番を御覧ください。1つ目の介護すまいる館事業につきましては、評価をBとしております。こちらにつきましては、先ほど説明した9ページの施策番号53番と同様でございます。新型コロナウイルスの影響で、出張展示や研修の回数が減少したことが理由でございます。

次に、同じく16ページの一番下、施策番号104番を御覧ください。こちらの事業につきましては、評価はBとなっております。理由は、住宅セーフティネット法に規定されている地域の居住支援協議会としては、さいたま市居住支援協議会が設立されているのみであるためでございます。

続きまして、17ページの一番下、施策番号109番を御覧ください。3つ目の事業「県ホームページのアクセシビリティの向上」につきましては、自己評価がBとなっております。主な理由としましては、ホームページ作成する際に、全盲の方向けに、添付した画像等を読み上げるソフトに対応した説明文を代替テキストとして記載する必要がありますが、対応が十分でなかったことによるものでございます。

また、同じく施策番号109番の5つ目の事業である「来庁者用パンフレット作成」につきましては、パンフレットの利用目的である県庁見学の実績がほぼなくなったことから、評価を行っていないものでございます。

続きまして、21ページのやや下の方、施策番号137番を御覧ください。2つ目の事業「県立久喜図書館サービス運営費」でございますが、文部科学省の委託事業「図書館サービス研修」については令和3年度で終了したことから、評価を行っていないものでございます。

続きまして、23ページの上から3番目、施策番号146番を御覧ください。伊豆潮風館管理運営委託でございますが、評価はBとなっております。理由につきましては、新型コロナウイルスの影響により団体利用の減少やキャンセルが発生したことにより、利用者数が目標を下回ったことによるものでございます。

少々飛びまして、29ページの中ほど、施策番号194番を御覧ください。2つ目の事業

「高等技術専門校訓練等推進事業」ですが、自己評価がBとなっております。理由につきましては、訓練受講者の就職率がやや低調であるためでございます。

続きまして、31ページの一番下、施策番号206番を御覧ください。「共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業」でございますが、評価はBとなっております。理由としては、講習の実施に当たり、新型コロナの影響で会場の利用制限を受け、当初予定していた受講者数の約半分での実施となったためでございます。

続きまして33ページの上から2番目、施策番号216番を御覧ください。2つ目の事業「自立と社会参加を目指す特別支援学校整備事業」でございますが、評価はBとなっております。理由としては、特別支援学校の設置等に向け、概ね計画通り事業を進めたところでございますが、1校の増築工事において遅れが生じたためでございます。

続きまして、少し飛んで45ページの上から3番目、施策番号288番を御覧ください。一番下の事業「市街地再開発事業等公共施設管理者負担金」でございますが、令和4年度に実施した地区がないことから、評価を行ってないものでございます。

続きまして、次の46ページの施策番号291番を御覧ください。3番目の事業「市街地再開発事業等公共施設管理者負担金」でございますが、施策番号288番と同様の理由から評価を行ってないものでございます。

続きまして、次の48ページが一番下、施策番号303番を御覧ください。2番目の事業「災害拠点精神科病院整備事業費」でございますが、災害拠点精神科病院の指定要件の整備・指定が進まなかったことから、評価をCとしております。

資料1-1につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

資料1-2につきましては、第6期埼玉県障害者支援計画の中で、数値目標を掲げていた取組につきまして、令和4年度の実績を示した資料でございます。第6期障害者支援計画では、全部で31の施策につきまして、数値目標を掲げております。31のうち、集計中のものが8つ、国公表待ちが4つある状況でございます。それ以外につきましては、令和4年度の実績は記載のとおりとなります。

なお、資料中ほどよりやや下、「住まいの場」の利用定員数、グループホームの整備数となりますが、令和5年度末の目標数値を既に達成しております。

また、その3つ下に記載されております民間企業の障害者雇用率、警察官を除く県警職員の実雇用率につきましては、令和4年度は、数値目標をクリアしている状況でございます。

続きまして、資料1-3を御覧ください。こちらは、市町村が行う障害福祉サービスの令和4年度の実績達成率を表したものでございます。資料1-2と同様、集計中のものが、19と多数ございますが、令和4年度の実績は記載のとおりでございます。令和4年度で達成率が100%以上のものが、20ある状況でございます。

続きまして、資料1-4を御覧ください。地域生活支援事業のうち、県が実施するものの令和4年度の実績達成率を表したものでございます。令和4年度の実績は記載のとおりでございます。達成率が100%に達している事業が6事業ある状況でございます。

最後になりますが、資料1-5を御覧ください。障害児の子ども・子育て支援等の利用希望人数及び受入可能人数でございます。

「5 特定地域型保育事業」の受入可能人数を除き、実人数が見込量を上回っている状況でございます。

また、受入可能人数が利用希望人数を上回っている施設区分は3つでございますが、残りの3区分におきましても、受入可能人数は利用希望人数に近い数字となっております。

簡単ではございますが、第6期埼玉県障害者支援計画の令和4年度の実績についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

今報告事項として、第6期障害者支援計画の進捗状況等について、資料1-1から1-5までお目通しをいただきました。

今の説明を聞いてご意見等ありましたら挙手をお願いします。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。

施策番号109番について、埼玉県では、ウェブアクセシビリティの基準は、どの基準をお使いでしょうか。

また、ホームページ掲載画像にテキストの説明をつけるという配慮なのですが、これは全く見えない方だけではなくて、ロービジョンの人にとってもありがたい配慮です。この場をお借りして御礼申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。

埼玉県におきましては、ウェブアクセシビリティの基準が、日本工業規格 JIS の適合レベル A を満たすことを、努力義務としております。

(川津委員)

埼玉県聴覚障害者協会の川津です。

資料の1-2、1-3、1-4ですが、国の公表待ちや集計中となっていますが、今後数値がわかったときに、その資料は再度いただくことはできるのでしょうか。

(佐藤会長)

事務局をお願いします。

(事務局)

集計がまとまり次第、或いは国の公表に合わせてですね、情報の方を共有させていただきたいと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他の委員さんはいかがでしょう。

(山中委員)

埼玉県精神障害者家族会連合会の山中です。

施策番号303についてですが、災害が発生した場合の、被災地の精神障害者を収容するための病院に対する施策が何か、指定要件を満たすための工事を行うことができず特定できなかったということで、Cの評価になっておりますが、これは病院側で難しかったのか、県の補助金が足りなかったからなのか、何か特別な理由あるのでしょうか。精神障害者にとっては、災害が起きたというだけでもパニックになってしまいます。親が高齢だと、親子で迷うようなことが起こりうると思います。早急に用件を満たしていただけたらと思います。

(事務局)

山中委員のご質問でございますが、本日、担当課の疾病対策課が出席しておりませんので、今の山中委員からのご指摘について、検討ができるものかどうかを含めて伝えたいと思います。

(東海林委員)

事業評価を、まず誰が行っているのかということと、数値目標がないものについてはどのように評価しているのか、評価の方法、基準を教えてください。また、これは埼玉県の障害者支援計画であって、政令指定都市のさいたま市は、また別に計画があるのでしょうか。

(事務局)

事業の評価を行っておるのが、実際に事業を行っている部署でございます。

数値目標以外の基準を掲げてる事業の評価方法については、数字で表せない部分も多いと思いますが、総合的に判断して、その事業の達成度合いがどのぐらいだったかという評価しています。

また、さいたま市は、市で計画が策定されております。

(遅塚委員)

事務局からのお話の中でさいたま市はさいたま市で計画がございますという説明があったのですが、現計画見ますと、さいたま市の事業内容が入っているように見えます。また、障害サービスの見込量でもさいたま市分の数値が入っているのかと思っていましたが、もう1回確認をお願いいたします。

(事務局)

埼玉県障害者支援計画の中には、さいたま市の数値の実績が積み上げられているのではないかとこのご質問でよろしいでしょうか。

(遅塚委員)

障害者支援計画の中身を見て、どの部分で政令市や中核市の数値が入っているのかよくわからない部分があります。障害者支援計画を見ますと、第6章で施策体系ごとの数値目標が設定されていますが、第7章以降では、県全体という表記と圏域という表記もあり、県計画ではあるが、政令市含む市町村の数値が集計されているように見えます。そのあたりがよくわからないので、お願いします。

(事務局)

わかりました。それでは、埼玉県の障害者支援計画の構造について説明させていただきます。

埼玉県障害者支援計画、一つの計画のように思えるかもしれませんが、実は、制度的に独立した三本の計画を、一本にまとめて、埼玉県障害者支援計画とさせていただきます。その三計画の中身としては、障害者基本法による障害者計画、障害者総合支援法による障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の構成となっております。

さらに、第6章施策体系ごとの数値目標までは、先ほど申し上げた、障害者基本法に基づく障害者計画になります。こちらの計画につきましては都道府県ごとに、障害者施策に関する基本的な事業をまとめた部分になります。

第7章については、障害福祉サービスの見込み量ということで、県全体や障害保健福祉圏域別のデータが整理されております。この第7章の部分が、障害福祉計画及び障害児福祉計画になります。この表に積み上げられている数字につきましては、さいたま市含め県内の63市町村の見込量をすべて積み上げてできた集計になります。

ただし、第7章「3地域生活支援事業の見込量（県実施分）」につきましては、県事業分だけになります。

したがって、この障害者支援計画の中でも、第6章までが障害者基本法による障害者計画となり、県独自の計画になります。

そして、第7章以降についてが、障害福祉計画とそれから障害児福祉計画の部分となり、さいたま市を含んだ63市町村積み上げられている数字ということになります。

(遅塚委員)

ありがとうございます。一応念のため最後の確認ですが、第6章に書いてある各市町村って書いてあるところは政令市であるさいたま市の数字が入ってるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

その辺りにつきましては、念のため確認させていただいた上で、確認結果を共有させていただきたいと思っております。

(松本委員)

施策番号194のご説明の中で、就職率が60%で評価がBでしたという結果がありました。なぜそうなのかということと、評価をAにするためには、どういう方針があるのかお伺いしたいです。

(事務局)

今のご質問でございますが、担当課である産業人材育成課が本日出席しておりませんので、一旦お預かりさせていただいて確認し、その結果を皆様に共有させていただきたいと思っております。

(川津委員)

専門性が高い意思疎通支援者の養成事業については、手話通訳者・要約筆記者の定員の数が20人となっております、私の理解と一致しています。

専門性が高い意思疎通支援者を行う者の派遣事業の中で、手話通訳者・要約筆記者の派遣の目標が1,000件になっていますが、この目標は、県が実施している事業の目標というだけでなく、市町村も含めた目標なのかお伺いしたいです。

(事務局)

今のご質問一旦お預かりさせていただき、確認結果を後日共有させていただきます。

(下重委員)

施策番号290についてです。バリアフリーのことについてです。ユニバーサルデザインタクシーの導入が進んでいますが、私自身車いすで乗車しようとした際に、乗車場所が広いスペース確保できないと乗車できないということで乗車を拒否されたことがあります。ユニバーサルデザインタクシーについては、現行の障害者支援計画に入っているのでしょうか。

(事務局)

障害者支援計画の施策としては、現状は入っておりません。

(下重委員)

ユニバーサルデザインタクシーについて、国と県で助成金を出しているにもかかわらず、乗車できないということは、おかしいと思っております。

(事務局)

担当課は交通政策課になっているかと思いますが、申し訳ございませんが、本日は出席しておりませんので、今の下条委員のご意見を担当課の方に伝えまして、対応できる部分は対応させていただきたいと思っております。

(佐藤会長)

いまの議題は第6期計画の進捗報告の部分ですが、第7期計画策定の部分ではいまのご意見を検討していく必要もありますでしょうか、担当課に確認するときにもそのことも含めてお願いできればと思います。

(小材委員)

施策番号202、発達障害に対する教職員の理解を深めるというところの事業についてです。小中学校における支援体制の推進ということで、巡回支援を実施しますという内容で評価がAなのですが、以前から小中学校で不登校になる子が多く、原因を聞くと先生方の障害に対する理解がないというところが一番の原因となっています。この評価のとおりであれば不登校の生徒の数が減ると思っております。

事業を実施した数ではなく、実施した結果どうだったのかということの評価に加えていただくなど、実態に即した評価を出していただけるとありがたいなと思っております。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

こちらについては第7期計画の策定に向けたご提案ということで理解させていただきました。障害者支援計画に限らずあらゆる計画で、計画に係る事業のPDCAサイクルを確認できるようにするといった流れになっていますので、その評価尺度をどうとらえるのか、確かに量的に見れるものもあれば、質的な部分をどう評価するのか、またそれを担当課だけでやるのが十分かどうかなど、第7期計画の策定に向けてご検討の方をお願いしたいと思います。

(石橋委員)

資料1-1の事業効果についてですが、これは委員としてどのように受け取ればいいのでしょうか。評価B、Cについては、協議会で話した内容を次年度以降に施策に反映させていくのでしょうか。また、今日は回答が保留になった質問についてはいつ回答をいただけるのでしょうか。

(事務局)

いつ回答できるかっていうのははっきりとお約束はできませんが、まとめ次第、回答させていただきます。また回答の方法としましては、メールで共有させていただくという方法もありますし、場合によっては次回のワーキングチームで回答させていただくということも考えられます。

また、モニタリングの結果をどのように政策に反映していくのかのご質問に回答します。障害者支援計画は、317の施策の下に470の事業がぶら下がっており、非常に内容も多様です。様々な事業がある中で、基準を統一してはっきりわかりやすい評価を行うことは難しい側面があるのは事実です。そのため、その事業を最も詳しく把握している事業担当課がABCの自己評価で評価している現状にあります。

今回のモニタリングの資料については、協議会への報告で終わりということではありません。昨年はワーキングチームの活動などで必要に応じてこの資料に立ち戻って、事業の実施状況などを確認することを何度かありました。資料に疑問点があれば、必要に応じ事務局にて確認して情報を深掘りし、ワーキングチームで状況報告することも可能です。委員の皆様で、今後障害者支援計画の中身を考えていく際に、事業の現状の把握をするなど、資料を活用いただき、疑問点があれば事務局で対応します。

(石橋委員)

資料1-1資料の評価は3年の1回の配布なののでしょうか。

(事務局)

毎年、第1回協議会で、このような資料にまとめて、委員の皆様へ報告しています。

(石橋委員)

毎年繰り返し評価し続けているということですね。ありがとうございます。

そうしますと、今日いただいた資料をもとに今年度の協議会の審議が行われるという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(佐藤会長)

評価の部分については、埼玉県地域福祉支援計画のような埼玉県の他の計画でもPDCAで評価をするように整理もされてきました。他計画の状況なども確認いただいて、どのように評価をするのが妥当であるか、第7期計画策定に向けて少し整理をしていただければと思います。

また、各委員の皆様からご質問のあった項目については、改めて事務局からご連絡をいただくということでもよろしいですか。

(事務局)
わかりました。

(佐藤会長)
それでは、次の議事に進めさせていただきます。
次第7の議事(1)「第7期埼玉県障害者支援計画の策定について」の、ア「第7期障害者支援計画の策定方針及びスケジュールについて」、イ「第7期障害者支援計画に係る重点課題(総括)について」を事務局から説明願います。

(事務局)
議事7の説明の前に、会議の時間が既に1時間20分ほど経過していますので、空気の入替も兼ねて休憩を入れさせていただければと思います。3時半に再開させていただければと思います。

～休憩～

(事務局)
再開時間を迎えますので、皆様お席にお戻りくださるようお願い申し上げます。

(佐藤会長)
事務局から委員の質問事項の回答がございます。事務局お願いします。

(事務局)
失礼いたします。障害者福祉推進課の小澤です。川津委員からご質問がありました件で、確認ができましたのでお答え申し上げます。第6期障害者支援計画の112ページにあります専門性の高い意思疎通支援養成研修事業や専門性の高い意思疎通支援を行う派遣事業の件数と見込み量については、どちらとも県の実施範囲の見込みを出しております。独自で手話通訳の派遣を行っている市町村の件数や聴覚障害者情報センターにて派遣を行っている件数は含まれておりません。

(川津委員)
ありがとうございました。

(佐藤会長)
それでは議事を再開します。次第7の議事(1)「第7期埼玉県障害者支援計画の策定について」の、ア「第7期障害者支援計画の策定方針及びスケジュールについて」、イ「第7期障害者支援計画に係る重点課題(総括)について」を事務局から説明願います。

(事務局)
それではまず、第7章が議題の(1)のア 第7期障害者支援計画の策定方針及びスケジュールについて、事務局から説明させていただきます。
資料2-1をご覧ください。まず、本年度が協議会にとって、どの様な年になるのかについて説明します。資料の上段、緑色の帯の中ほどに第6期計画とあります。その下に、令和3年度、4年度、5年度とあり、現行の第6期計画が令和3年度から5年度の3年間で進行していることを示しています。その令和5年度のところ、点線で囲っているところを見ていただくと、今年度は第6期支援計画の最終年度であると同時に、次期計画である第7期支援計画の策定年度に当たっていることがお分かりいただけるかと思います。その下のピンク色の部分が、推進協議会やワーキングチームで行う活動を指しています。先程、石橋委員からのご質問もありましたが、事務局から報告事項として説明させていただいた、令和4年度の施策のモニタリングと、第7期計画の策定に向けた課題検討、実質的には計画案の審議になりますが、これらをも

協議会及びワーキングチームで行っていくこととなります。

続いて、資料2-2をご覧ください。来年から始まる第7期埼玉県障害者支援計画を策定する際の方針、方向性についてお示しした資料です。上から順を追って読み上げます。

県全体の障害者施策の向上と計画的な推進を図るため、障害者福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の必要量及び障害児の子ども・子育て等の利用ニーズを見込み、その確保策等を盛り込んだ計画を策定する」とあります。

障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害者福祉計画」、そして児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3本の計画を一体化した計画とする、とあります。

(1)、(2)に記載のとおり、障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」、障害福祉サービスをはじめとする様々なサービスの提供体制の整備に関する「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体化した計画として策定していきます。

お手元にある第6期計画も実際にそのような構成になっており、第7期においても、その基本的な枠組みを維持させていただきたいと考えています。

(3) 計画期間についても、これまでどおり、令和6年度から令和8年度までの3年間としたいと考えております。

続いて、(4) 策定に当たっての手法についてです。ア「障害者団体ヒアリング」については、本県の障害福祉の現状と課題について御意見をいただくべくヒアリングを実施したいと考えています。これにつきましては、この後の議題で詳しく説明させていただきたいと考えています。

イ「ワーキングチームによる課題整理」についてです。令和3年度、4年度の2年間におけるワーキングチームによる検討の成果として重点課題がございます。これは後で説明させていただきますが、今年度は、この重点課題を踏まえた「計画（骨子素案）」、そしてその後で「計画（案）」をワーキングチームで御審議いただく予定です。今年度のワーキングチームの編成につきましては、この後の議題で詳しく説明させていただきます。

続いてウ「市町村との連携」についてです。障害者福祉計画、障害児福祉計画部分については、市町村から提出された数字を積み上げて作成する部分が多くあります。各市町村との調整を十分行ない、適宜、施策推進協議会の意見も伺いながら策定を進めていく段取りとしたいと考えております。

資料2-2の最後(5)「計画策定の留意点」です。本計画は現行の第6期埼玉県障害者支援計画をベースに、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める国の基本指針、本協議会の重点課題などを踏まえ策定する。

そのうち、「ア 障害者計画」については、現行計画の施策の柱などの考え方をベースに、現行計画策定以降に行なわれた制度改正の内容などを施策に反映させていく。また、目標年次が変わりますので、数値目標が設定されている施策については数値目標及び達成度をどのように設定するかを検討するとともに、上位計画である埼玉県5か年計画をはじめ、他の計画との整合性を図っていきます。

次に「イ 障害福祉計画」について、国が障害福祉サービスなどの見込量の基本的な考え方を示しています。それを踏まえて市町村の見込量を調査し、県障害福祉計画として策定していきます。

最後に「ウ 障害児福祉計画」について、障害福祉計画と同様に、障害児の通所支援等の見込量、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを調査し、県障害児福祉計画として策定します。

資料2-3をご覧ください。策定スケジュールについて案をお示しさせていただいたものです。資料の上段には、先程、説明した障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画と、3つの計画が並んでいますが、埼玉県障害者支援計画は、これらの制度的に独立した3つの計画を1本化して作られた計画です。大まかな流れとして、本日の第1回協議会において、先程、説明させていただいた「計画策定方針」、この後に説明させていただく「重点課題（総括）」、今お話ししている「策定スケジュール」に御了承いただいた後、『計画の骨子素案』の作成に着手します。第1回のワーキングを7月中旬に開催し、この『骨子（素案）』について協議していただきます。その際の御意見等を踏まえ『計画（素案）』の作成に着手します。その後、9月19日の第2回協議会で、この『計画（素案）』をお示しし、御意見等をいただいた後、『計

画（案）』の作成に着手、10月の第2回ワーキング、更に11月21日の第3回協議会で協議し、修正を加え、12月中に最終案の一手手前の段階までまとめる考えでございます。この案をもって、年明けに県民コメントを行ない、その結果を踏まえて修正した『計画（最終案）』を2月13日の第4回協議会においてお諮りし、県議会への報告後、3月に計画を策定したいと考えております。

以上のとおり、計画の策定年度である今年度は、本会議（全体会議）における審議に重点が置かれるため、本会議（全体会）を4回、ワーキングチームを2回としてスケジュールを組みました。

資料2-4は、今年度の推進協議会、ワーキングチームの開催日程でございます。お示しした資料の日程でワーキングチームの開催日程とさせていただければと思います。

続いて議題イ「第6期計画に係る重点課題について（総括）」について、説明させていただきます。資料3をご覧ください。

この資料は、令和3年度から4年度の2年間に渡って各ワーキングチームで、次期計画を策定する際に踏まえる必要がある課題を検討していただき、この2月に開催された令和4年度第3回の推進協議会で各ワーキングチームリーダーから報告していただいた内容を、今後の施策化に向けた検討作業を念頭に置いて、事務局で項目の建て方や内容の確認整理などを行ったものです。

なお、この2月の協議会で各チームのリーダーから報告された時の資料の現物、その時の会議録を「参考資料2」、「参考資料3」として配布させていただいています。

補足になりますが、「参考資料2」には、例えばCチームからの報告資料の中に、検討課題とは別に「協議会への引き継ぎ事項、申し送り事項」なども記載されておりますが、県の各部署が施策の具体化を検討すべき課題の部分の記述ではないため、資料3への記載は省略しています。ただ、内容的には大切な事項ですので、記録にはもちろん残しますし、事務局でも今後念頭に置いて策定作業を進める考えです。

資料3の重点課題を踏まえ、今後、県庁内の事業を所管する各課と意見をきいて調整を行いながら、第7期計画の案を作成していくこととなります。

（佐藤会長）

ありがとうございます。これから皆さんに委員として関わっていただく内容の大枠を事務局から説明いただきました。まずこの次第7の議事（1）「第7期埼玉県障害者支援計画の策定について」の、ア「第7期障害者支援計画の策定方針及びスケジュールについて」、イ「第7期障害者支援計画に係る重点課題（総括）について」の部分について確認等ご質問あれば、挙手をお願いいたします。

（川津委員）

埼玉県聴覚障害者協会の川津と申します。資料3「第7期障害者支援計画に係る重点課題（総括）について」についてです。昨年度までの協議会の中で協議された事項ということで、とても大切なことだと思って読ませていただきました。

中身について、異論はないのですが、障害者基本法の中で、障害者虐待とか差別などを禁じるということなどが明記されています。聴覚障害者や知的に障害がある方にかかわらず、すべての障害者で、コミュニケーションなどの意思疎通が取りにくいということ状況があります。

また、障害者基本法第3条の3の中で、意思疎通のための手段についての選択の機会の確保は記載されており、聴覚障害者にとって、言語は手話なのだということがとても大事な課題が、資料に掲載されていないことを残念に思います。

ワーキングチームの中でどのような話し合いがあったのか、まずは手話が言語であるという認識に立ってお話があったのかどうか確認させていただきたいです。

また、その他にも通訳者の人材を確保など、多くの課題がありますが、昨年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の中で、意思疎通を行うものに担うものについて人材確保・育成が重要であるということが明記されていますので、今後その人材の確保などについても、無視することができないと思います。昨年度の話し合いの中でどこまで議論されていたか不明ですが、計画の中でそのようなことも取り入れていただけない

かというふうに考えています。

(事務局)

まず川津委員からのご意見承りました。

今ご質問の中にもありました、昨年度ワーキングチームの中で、そういった検討課題が提出されなかったのかどうなのかという点についてですが、参考資料2をご覧くださいと思います。ページをめくって3枚目の後ろの方のページ中程、Bチームの方で検討されていた内容を記載してあります。3枚目の裏面の中程に手話通訳の普及について記載があります。これが課題として、提出されることが検討されたのですが、課題を提出していただいた委員の方が多忙で、ワーキングチームや協議会の参加していただくことが難しかった状況があり、具体的にこれ意見をまとめることができませんでした。ただし資料にも記載がありますが、令和5年度に埼玉県手話環境整備施策推進懇話会から県が次期計画を策定するにあたって、政策提言を提出いただく予定になっておりますので、県に提供していただく政策提言も踏まえて考えていくことを予定しております。

(川津委員)

承知いたしました。ありがとうございます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今年度から新しく委員の方が多い状況ですが、可能な範囲で前任者の方に連絡や確認いただければと思います。また、第7期に向けては、前任の方達の検討の内容を踏まえながら、新たに新規の委員の方からのご意見も加え、第7期計画の策定に繋がるようにしたいと思いますので、皆様方のご協力をいただければと思います。

それぞれのワーキングチームでの議題については、それぞれの開催の予定が示されておりますので、その時までには前回の確認をしながら、新規の委員の皆様から、第7期の計画に向けて、ご発言等をいただければと思います。

他に、意見等ありますでしょうか。

(松本委員)

資料3の1ページに障害者虐待防止の記載があります。その中に、障害特性の記載があって、障害のある人等の事業所や施設内での虐待ということがメインに書かれております。しかしながら、相談業務を行っている、多いのが養護者の虐待です。虐待防止法では、養護者への支援を記載していますが、ワーキングチームの議論としては、養護者の虐待の案件は、どのように扱われていたのでしょうか。

(事務局)

養護者とは、どのような方のことを言っているのでしょうか。

(松本委員)

雑駁に言えば、家族です。虐待防止法の中では、養護者の虐待があった場合はそれから当事者を守るだけではなくて、虐待をしてしまった養護者を支援しなければいけないと法律上記載されています。資料3には障害者と施設職員についての記載はありますが、ワーキングチームの議論としては、養護者の虐待については扱われていたのでしょうか。

(事務局)

そうなりますとご指摘のとおりで、昨年度までのワーキングチームの議論の中で、家庭における虐待、養護者からの虐待というのは、議題としては扱われておりませんでした。

もし必要であれば、今年度の策定作業の中でご意見をいただくこととなります。

(松本委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

個別具体的なものになると、ワーキングの中で検討していく内容になります。どこのワーキングに参加するかの議事がこの後にあり、ご自身が発言しやすいワーキングチームになるかどうか分かりませんので、今のように協議会の場でお気付きの点については、ご指摘をいただければと思います。ただし、詳細な検討については、これから皆様が担っていただくワーキングチームの中でしていただくということになるかと思います。

他の委員の方で確認や意見ありますでしょうか。もしないようでしたら、具体的な施策の内容については今後ワーキングチームにて検討していきますので、ワーキングチームの編成について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは議題のウ「ワーキングチームの編成」について説明させていただきます。資料4をご覧ください。資料4は事務局で本年度のワーキングチームの編成の「案」をお示しさせていただいたものになります。A B Cの3チーム構成。各チームが取り扱うテーマは、Aチームが「Ⅰ 理解を深め、権利を護る」、後ほど説明させていただく「彩の国いろどりライブラリー」の検討も含まれます。Bチームが「Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する」と「Ⅲ 就労を進める」、Cチームが「Ⅳ 共に育ち、共に学ぶ教育を充実する」と「Ⅴ 安心・安全な環境をつくる」ということで、これは昨年までと変わりません。

各チームのリーダーは、これも引き続き学識経験者である3名の委員にそれぞれお願いさせていただくということで、Aチームが佐藤委員、Bチームが遅塚委員、Cチームが岩崎委員とさせていただきます、それぞれ御内諾をいただいております。

次に、各チームのメンバー構成についてです。通常であれば、新しい任期がスタートした時に、各委員から所属チームの希望をとって編成を決めるところですが、今回は新しい任期のスタートと、3年に一度の計画の策定作業のスタートが重なっている状況です。1年前、2年前にも説明させていただいたところですが、各委員におかれても、これまでにワーキングで検討された意見を踏まえた形で策定作業に入った方がスムーズな作業が期待されることから、前年度から引き続き2期目を務めていただく委員は所属チームを変えず、新しく着任した委員についても、所属団体における前任の方の所属チームを引き続き形で同じチームとさせていただければと考えています。佐藤会長にも相談の上、そのようにさせていただいています。

今回は昨年度のチーム編成を基本的に引継ぎ、1年後、新しい計画期間に入って新たな課題検討に入る際に、改めて各委員の希望を聴取し、新しいチーム編成とさせていただくという形も検討させていただくことができるのかなと考えています。

なお、公募委員2名については、各委員のこれまでの御経歴や希望などを踏まえて所属チームを決めさせていただきました。

また、これまで同様、各自の所属チーム以外のチームへの参加も引き続き可能とさせていただきたいと思います。例えば、所属がAチームであっても自身が関心のある分野があるCチームに参加できるなどとさせていただければと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。いま事務局から説明があったとおり、昨年度までのワーキングチームを踏襲しつつ第7次計画を策定することが、一番大きな役割になります。前任の委員の方から、これまでの内容を引継ぎながら、新たな視点で加えるべきものであればご指摘をいただき進めていければと考えています。

また、所属のチーム以外のところにも、日程的に可能であれば、参加できるということですので、柔軟にご対応いただければと思います。

ワーキングチームの編成について、委員の皆様からご質問、確認等ありましたらお願いいたします。

(荒井委員)

1点だけ確認をさせていただきます。資料に含まれていない意見をエビデンス込みで8～9個ぐらいまとめたものがあるのですが、その中で、どのワーキングチームに割り振られるべき意見かわからないものがあります。その場合は、どちらかにまとめた資料を送付すると、ワーキングチームごとに意見の割り振りをお答えいただくことはできるのでしょうか。

(佐藤会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

事務局側で対応可能ですので、拝見させていただければと思います。

(荒井委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

ワーキングチームでの意見の割り振りで悩まれることも多いと思います。また、各チームで取り扱う検討課題が重なっていくこともあるかと思います。ご意見ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

～意見なし～

(佐藤会長)

ワーキングチームの編成については、意図をご理解いただき、前任の委員の方からこれまでの内容を引き継ぎながら、新規委員の方たちで新たな意見で精査し、加えるべき意見を加え、確認すべきところは確認して、作業を行っていきたいと思います。

それでは議題エに進めたいと思います。「第7期障害者支援計画に係る障害者団体ヒアリングの開催について」事務局から説明お願いいたします。

(事務局)

資料5をご覧ください。議題アの「第7期障害者支援計画の策定方針」でも簡単に説明させていただきましたが、7月27日木曜日から8月1日火曜日の4日間で各障害者団体、20団体ほど予定していますが、第7期障害者支援計画に関するヒアリングを実施させていただきたいと考えています。

この日程から、各団体の御希望に沿って決めたいと思っています。後日文書で照会をさせていただきますので、第3希望まで日程希望日を提出いただき、4日間の中で調整させていただければと思います。

場所は、県庁内の会議室、例えば福祉部の部議室など、それほど大きくない会議室ですが、1団体、最大50分程度、3名程度の出席とさせていただきたいと考えています。

方法につきましては、施策体系の大柱Ⅰ～Ⅴに沿った形でテーマを分類し、その各テーマに沿って各団体から障害福祉に関する「現状」や「課題」をメールで提出していただき、ヒアリング当日に説明を行っていただく形で考えています。

いただいた内容については、後日ワーキングチームにおける検討材料として提供させていただく考えです。

(佐藤会長)

今の資料5の内容につきまして確認、質問等はございますでしょうか。

(遅塚委員)

ここでの発言がふさわしいかどうかかわからないですが、個別の話は基本的にワーキングチームで話し合うという整理は理解できましたが、逆にワーキングチームでバラバラに結論が出る

と、困る部分もあるかと思ひ発言をさせていただきます。

第6期埼玉県障害者支援計画の進捗状況等の報告のところで、評価の話もありましたが、正しい評価をするためにはそもそも評価できる目標が設定されていなければ無理だと思います。

目標設定の考え方については、統一して考えないといけないかと思っております。特に障害者計画の部分は、性質上文言表現にならざるをえないものが多いことは承知しておりますが、数値の目標設定する場合に、アウトプットと言われるような、例えば研修会実施回数が挙げられてしまうと大事な目標であるものの、事業の成果としては評価しようがない状況もあると思います。その辺が現行の計画では事業の実施量という形で整理されているものがほとんどなので、全体の協議会の場で議論していく必要があると思います。

また、障害福祉計画、障害児福祉計画に相当する部分で、国からの通知のもと見込み量と整理されていますが法律を見ると見込み量ではなくて、必要量の見込みと記載されています。

市町村に照会をかけて見込み量を積算していると思いますが、ただ見込み量で伝えてしまうと、これまで実績から見込量を算出する場合もあるのではないかと思います。その場合計画達成していてもそれは達成ではなく、見込みを上回ったかどうかというだけの話になりかねないです。

市町村が計画を策定するにあたっては、アンケートを取っている場合も多いかと思っておりますので単なる見込みではなく、必要量の見込みという考え方を、県で市町村に指示を出すなど伝えていただけると嬉しく思います。

最後に、人材についてです。「第7期障害者支援計画に係る重点課題について」の資料で、人材の話は特に出ていなかったと思いますが、障害分野に限らず、人材の確保は緊急課題の一番上に上がるべきものであると考えています。どんなに理念やすばらしい学校がどんなサービスを作ろうか、実際に担う人間がいなければ、絵に描いた餅になってしまいます。特にホームヘルパーの関係は担い手の主力が、50歳代の方になっている事業所も多く、遠からず福祉制度は崩壊するのではないかという危機感を個人的に持っております。

ぜひこの計画の中にも法律にも定めるよう努める事項となっているため、人材の確保・資質の向上関係は市町村の計画には出てこない部分ですので、都道府県計画に載せるようにご検討いただきたい。ワーキングBチームで検討すべき事項であれば、Bチームで検討したいと思っております。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

事務局及びワーキングチームのリーダーで会議後に確認する時間を取ることを予定しています。今のご発言も含めて、事務局と少し整理をさせていただいて、委員の方とも共有しながら全体の協議とワーキングの進捗の確認をとりながら、計画の策定に向けていけるように心がけていきたいと思っております。

(東海林委員)

障害者団体ヒアリングについては、傍聴という形で、委員の出席を求めるものでしょうか。

また、ヒアリングを受ける障害者団体に日本てんかん協会埼玉県支部も含まれており、すでに案内を通知されているのでしょうか。

(事務局)

開催通知はまだ発出しておりません。

6月中に発出する予定ですが、まだどの団体にも通知の方は出しておりませんので、この推進協議会の資料が初めての案内になります。

前者の質問は、各委員が所属する障害者団体のヒアリングに参加しても差し支えないのかということでしょうか。

(東海林委員)

委員が所属する団体でヒアリングを受ける場合、出席するかどうかではなく、4日間の日程で時間の許す限り、傍聴してくださいという意味なのかどうか教えてください。それとも、県

の職員だけがヒアリングに出席しますという意味なのでしょうか。

(事務局)

このヒアリングについては、各団体の皆様から意見をいただく場でございますので、委員の傍聴というのは想定しておりません。

また、推進協議会委員の立場でヒアリングに立ち会う必要があるのかどうかについては、必要があるものではないと考えています。

なお、ヒアリング団体は先ほど20団体と申し上げましたが、当協議会の構成団体、毎年の県との話し合いに向けた要望書を提出していただいている窓口団体を加えた合計20団体ほどで考えています。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他の委員の方からございますか。

(松本委員)

川口市の自立支援協議会や計画の策定委員会の中で課題になっていることの共有です。ヒアリングの際に、知的障害者のある方から意見を聞く必要があることについてです。具体的には、知的障害者関係の団体、例えば埼玉県手をつなぐ育成会からヒアリングするだけでは足りないということです。知的障害は最も代替性が良くない障害と言われており、コミュニケーションツールの活用も難しい面があります。県ではどの様に考えていくのかという問題提起をさせていただきたいと思えます。

(事務局)

障害当事者の意見を聞くとしたときに、団体から聞いただけでは足りないということでしょうか。

(松本委員)

ヒアリングの趣旨から考えて、ヒアリングの場に障害者当事者に来ていただいた際に、その中にコミュニケーションツールを利用しづらい知的障害者が来た場合、県はどのように対応するのかという問題提起です。今ここですぐに回答をとという訳ではありません。

(佐藤会長)

知的障害者にヒアリングする場合、知的障害者に対する全般的な課題を捉えられるかという問題や、障害当事者個人の希望のみで終始してしまう可能性もあるかと思えます。当事者の方たちの問題意識も様々ある中で、県が実施するとすれば、どの様な方法で実施すべきかという考慮も必要になるかと思えます。

(松本委員)

川口市の実績としては、個人に聞いても障害者全体の要望を反映しづらいという想定ができたため、いくつかの事業所を指定して、質問項目を限定して精査した上で聞きに行くということをやりましたが、ものすごく大変だったと実感しています。ただ、私としては当事者の声を聞くのが大切だと思っているので、問題提起をしたということです。

(佐藤会長)

ありがとうございます。お話のとおり、施設や障害者団体では、障害当事者の方の声を集める努力をしているかと思えます。今の話を踏まえて、ヒアリングのあり方について事務局にて御検討いただければと思います。実施できる可能性があるのかどうか、松本委員の知っている方法を教えていただければいいのかなと思えます。

(松本委員)

発障協ときょうされんは、どちらも障害当事者本人の部会を作っているもので、そうしたもの

の活用もいいのではないかと経験上思います。

(小材委員)

埼玉県自閉症協会の小材です。

知的障害者の意見について、団体ヒアリングでは県に質問項目を出してもらって、当会の会員のお子さんに答えられるなら答えてもらうようにすることが良いのではないかと思います。

ASDの人達はコミュニケーション障害を抱えていて、思いを発信するのが難しいです。

しかし、発信が難しいからといって聞かないというのはおかしな話ですので、団体として子どもの声を聞くということを大事にしなければならないというのは改めて感じました。

当事者の声の、ここの部分を聞きたいというのを、事務局の方で整理して出していただくと、私たち団体としても動きやすいのかなと思うので、是非、御検討いただければと思います。

(佐藤会長)

障害者当事者の方も様々ですので、ヒアリングという場で確認できることを整理して、障害者団体の皆様にご協力いただいて、当事者の声をしっかりと聞き取るようなことを提案いただけたと思います。

少し整理をして、どのようにするかヒアリングするかご検討いただければと思います。

(川津委員)

埼玉県聴覚障害者協会の川津です。

私が3年前に同様の団体ヒアリングに参加した際に、当時は障害者団体と県職員のほか、委員についても自由に参加できるやり方だったと思います。また、実際のヒアリングの際に、委員の方から直接質問を受けたりして、委員の方とやりとりをしたことを覚えています。

今回については、委員がヒアリングの場に行かなくてもよいという説明でしたが、実際に障害者団体の声をじかに聞きたいという委員もいらっしゃるかと思います。ぜひ委員の参加もご検討いただきたいのですがいかがでしょうか。

(佐藤会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

委員が団体ヒアリングに同席してはいけない理由は特にはないかと思いますので、団体ヒアリングへの委員の参加については、お預かりして検討させていただきます。

(佐藤会長)

委員の方の中には当事者の声を聞いて、ご発言したいと思われる方もいるかと思いますのでご予約が合う方は参加できるよう、前向きに検討してもらえるとありがたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(下重委員)

団体ヒアリングについては、団体要望のように書面で何か提出する必要があるのでしょうか。

(事務局)

事務局から回答書式を提示させていただいた上で、各団体に文書照会をさせていただく予定です。そこに各団体の方で現状認識や課題をご記入いただき、提出していただくこととなります。

(佐藤会長)

団体ヒアリングについては、ヒアリングする団体の構成や障害当事者の方のヒアリングへの参加などについて整理・検討していただき、周知いただければと思います。

それでは議事の（２）彩の国いろどりライブラリーについて、事務局から説明お願いいたします。

（事務局）

彩の国いろどりライブラリーについて説明させていただきます。

まず、新しく就任された委員の方もいらっしゃいますので、この「彩の国いろどりライブラリー」、そもそもどんな取組で、どのような経緯があって企画されたものなのかお話をさせていただきます。令和元年頃になりますが、この協議会において、ある委員の方から、「障害当事者の講師が活躍できる仕組みを県内で作ってみてはどうか、学校などを中心に、障害当事者の講師が招かれて、児童生徒さん達などに対して、障害のこと、同じ地域で暮らしている障害者の生活のことを話して伝える。それを促進していけるような仕組みが作れば、県民の障害に対する理解を深め、共生社会づくりを進めていく上で、効果的な取組になるのではないか」という提案がありました。

それから4年になりますが、この協議会の構成メンバー皆様にアイデアを出しあって、その仕組みづくりの企画が継続的に行われてきました。今年度においても、ワーキングのAチームで検討を続ける取組になります。その具体的な仕組みが資料1枚目の下半分になります。

障害当事者の講師リストを作成し、学校・地域・事業者がいつでも講師情報にアクセスできるライブラリーの仕組みを作り、県内の一定地域で取り組まれている障害当事者による福祉教育の活動内容や障害者理解に関する情報などを県障害者福祉推進課のホームページに掲載して紹介するものです。県民の方に障害当事者講師による福祉教育の取り組みを知っていただくとともに、講師人材にアクセスできる機会を作ることを目指しています。

このホームページが、例えば、学校の先生方が「総合的な教育の時間」などに、あるいは民間事業者の社員教育の場に、障害当事者講師を招いて話をしてもらおう際のタッチポイントになる、そうした狙いがあります。現時点でまだ企画段階にありますが、内容としては、県が単独で進めていくのではなく、福祉教育と言えば県社協や市町村社協が真っ先に上がりますし、県内の一部の地域では既にそのような当事者講師の方の取組が進んでいる地域があります。折角ですので、このライブラリーの立ち上げにあっては、そうした色々な方たち、団体の方たちと、このホームページに掲載する当事者講師のリスト、そして当事者講師による福祉教育の活動の紹介などのコンテンツ作り、運営を一緒にしていきたいと考えているところです。

資料2枚目はイメージ図です。県のホームページの中に、さきほどお話した「障害当事者による福祉教育の取組のページ」を一つつくります。これが「いろどりライブラリー」、情報の発信元になります。

先程お話したとおり、このホームページを、社協、あったかウェルネット、DET埼玉など障害当事者の講師の方の活動に既に取り組まれている皆さんと一緒に作ることができないだろうか、連携することで相乗効果が生まれないだろうか、そのように現在考えているところです。

そのホームページを発信する先は、県内の各地域になります。そこには、学校があり、地域コミュニティがあり、自治会やボランティア団体など様々な団体があり、商店街や会社など経済活動を行う事業者があり、様々な人たちが生活しています。その地域で一緒に暮らしている障害者や障害のことを、学校で学ぶ児童・生徒、地域で生活している住民の方、事業者などに知っていただきたい。

そのために、自分の学校でも、自分の地域でも、自分の会社でも、講師の方の話を聞きたい、お招きしたいと思ってもらうために、いろいろな仕組みを考えることになります。ホームページを作っただけでは誰にも見てもらえません。そこで、例えば、県から市町村教育委員会を通じて県内の学校にこのライブラリーの存在を案内周知してもらう、同様に、県社協にお願いして、各市町村社協にも案内していただく、また私の所属である障害者福祉推進課から市町村の障害福祉担当課にも案内して障害理解や共生社会づくり関連事業に活用していただくなどを考えています。

そういったことで、障害当事者による福祉教育の取組があまりに行われていない地域で、取り組むきっかけになれば、その地域に新しい出会いであるとか、人と人とのつながりであるとか、そこから今まで知らなかった障害ことを理解できたという方が少しでも増えていくと良いと考えておりますし、そうした地域単位での障害理解や共生社会の実現のための取組が、少し

ずつでも県内に広がればいい。そうした思いから企画されたのが、この「彩の国いろどりライブラリー」です。

かなり長い期間、この協議会でも、これまで紆余曲折ありましたが、企画が少しずつですが進んできているところでございます。今年度につきましても、取り組みを続けたいと思いますので、新しい委員の皆様にもご説明させていただいた次第でございます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。この取り組みは第5期計画の期間から意見が出て、第6期計画で具体的な取り組みとして提案され、それをここでようやく具体的な形にしてきたということになります。障害当事者の方が発信できるような環境を作っていくことを、障害者福祉推進課が作っていくというところで、ワーキングのAチームで議論させていただいております。皆さんにもご理解いただければと思います。

何か確認等はございますでしょうか。

(小材委員)

埼玉県自閉症協会 小材です。

発達障害の人たちにとっては、ご自身のこともしっかりと話せない状況の方がいたり、個々の状況も異なります。そのため、お一人の話を聞いたところで理解に繋がるかということ、そうではない難しさがあります。

私が一番お伝えしたいのは、福祉教育は教育局で検討するべきだということです。これを学校で取り組んだときに、子供たちがどう考え、どう思うかという点について指導できる教員がいないといけないと思います。生徒が「僕は障害がなくてよかった」で終わることは絶対避けなければならないと思います。そのため、この取り組みについては、本当に教育プログラムを綿密に立てないと、私は危険と隣り合わせだと思っています。

埼玉県では特別支援教育課で、交流ができるような取り組みを実施していますが、なかなか地域の人たちの理解に繋がっていないと思います。それはなぜかということ、受け入れ先の学校、それから生徒たちが、この障害のある子供について、どうすれば一緒に楽しめるだろうか、どうすれば一緒に過ごせるのかということを考えるプロセスが抜けているためと思います。

そのようなことを考えられるようになると、合理的配慮について理解が深まるはずですが。そのため、いろどりライブラリーを取り組まれるのであれば、合理的配慮について意識できるプログラムにさせていただきたいと思います。

(佐藤会長)

実際に関わっている団体では、発達障害の当事者の方たちが実施している団体もあり、お話のあったプログラム開発しています。小材委員のご意見も意識をしながら、段階的に進めさせていただきたいと思っています。

(山中委員)

埼玉県精神障害者家族会連合会の山中です。

小材委員の話と重なるところが多いですが、精神障害も同じところがあります。精神障害についてきちんと学ぶメンタルヘルス教育を県で実施しているはずなので、そことも連携しいろどりライブラリーを活用していただければと思います。

(川津委員)

埼玉県聴覚障害者協会の川津です

福祉教育についてですが、小・中・高の教育課程だけでなく、大学や短期大学、専門学校や障害当事者の話が聞ける機会をつくることもよいと思います。例えば、医療の学校であれば、コミュニケーションが取れない患者さんが来たときにどのように対応すればいいのかとか、施設の中でコミュニケーションが取れない人とどうコミュニケーションとっていくのかなど理解していただくことができると思います。

また、手話学習という体系だけではなく、聞こえないということを体験することもよいと思

いました。

最後に、当事者団体が知らないところで、個人的に頼まれて、講師を派遣してしまうというようなことがあると、普段の団体の取り組みと違った方向になるということも懸念されますので、留意していく必要があると思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

次のワーキングの際に、事務局にて今の皆様からのご発言を整理していただければと思います。その他としては事務局から何かありますか。

(事務局)

その他については特にありません。

(佐藤会長)

限られた時間の中で十分に行き届かないところあって申し訳ありません。

時間の制約がありますので、大変恐縮ですが、今後とも皆さんよろしく願いいたします。

それでは進行を事務局に返します。

(司会)

以上をもちまして、令和5年度第1回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます、本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。

令5和年6月14日

議長 佐藤 陽

議事録署名委員 下重 美奈子

議事録署名委員 万谷 葉子